

会費に関する規則 定款施行細則第2号

(適用)

第1条 本規則は、定款第7条に規定する会費に関する事項を定める。

(会費)

第2条 年会費は会員の種別により、以下のとおりとする。

- 1) 正会員の年会費は、15,000円とする。
- 2) 評議員の年会費は、25,000円とする。
- 3) 賛助会員の年会費は、1口50,000円、1口以上とする。

(会費の納入)

第3条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

- 2 会費は一括払いとし、分割納入は認めない。

(規則の変更)

第1条 本施行細則は、理事会および社員総会の議を経て変更することができる。

附 則

本施行細則は、平成24年5月31日から施行する。

本施行細則は、平成25年6月13日から一部改正の上、施行する。